須崎市公共下水道施設等運営事業

優先交渉権者選定基準

平成30年8月

須 崎 市

# 目 次

1	総	則
	(1)	優先交渉権者選定の考え方
	(2)	優先交渉権者の選定方法
	(3)	審査の進め方
	(4)	審査結果の公表 3
2	_	加資格審査
3		争的対話
4	提	案審査
	(1)	基礎審査
	(2)	
	(3)	総合審査4
	(4)	最優秀提案者及び優先交渉権者の選定

#### 1 総則

#### (1) 優先交渉権者選定の考え方

須崎市公共下水道施設等運営事業(以下「本事業」という。)は、下水道施設、漁業集落排水処理施設、クリーンセンター等の管理運営事業等について一体的に実施するものである。特に、下水道事業(汚水)の実施に当たっては、須崎市(以下「市」という。)は、PFI法に基づいて公共施設等運営権(以下「運営権」という。)を設定し、公共施設等運営事業として実施することを検討しており、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かした施設計画や事業計画に基づき、施設の管理運営等を一体的に行うことにより、本施設に求められる役割・機能が最大限発揮されることを期待する。また、事業期間全体を通して、民間の資金及び技術的・経営的能力を活用することで、質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行により、市の財政負担の軽減が図られることを期待する。

上記の目的を達成するため、本事業をより適切に実施されると見込まれる事業者を選定することとする。

#### (2) 優先交渉権者の選定方法

本事業の実施においては、下水道施設、漁業集落排水処理施設、クリーンセンター等の管理運営事業等について一体的に実施するものであり、特に公共施設等運営事業の実施においては、経営に関する業務も含めた運営全般に関する専門的な知識やノウハウが求められる。そのため、優先交渉権者の選定に当たっては、事業方針の妥当性・確実性、公共施設等運営事業に関する提案内容、包括的民間委託に関する提案内容、附帯事業に関する提案、任意事業に関する提案、対価等の各面から評価を行う、公募型プロポーザル方式を採用する。

この「須崎市公共下水道施設等運営事業 優先交渉権者選定基準」(以下「本書」という。) は、市が、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための基準を示すもので ある。

#### (3) 審査の進め方

審査は、以下の手順で実施する。

表 1 審査手順表

① 参加資格審査		参加資格の有無を確認する。	
2	競争的対話	参加資格があるとされた者に対し、募集要項等についての理解を深	
		め、提案内容が要求水準未達となることを防ぐこと等を目的に行う。	
3	提案審査	応募者からの提案内容を審査する。審査は「基礎審査」と「技術審査」	
		から構成される。	
	③-1 基礎審査	サービス対価及び提案内容が市の基準を満たしているか否かを確認	
		する。	
	③-2 技術審査	提案内容及び競争的対話で認められた要求水準を技術的な視点から	
		評価する。	
	③-3 総合評価	上記の技術審査を総合的に価格も踏まえて評価する。	

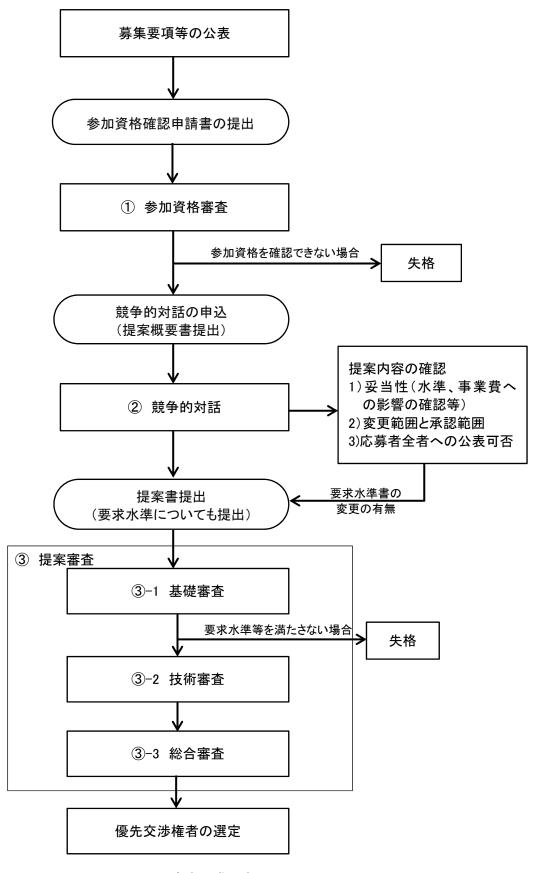


図1 審査の進め方

#### (4) 審査結果の公表

審査の結果については、各応募者へ個別に通知するほか、結果の概要については市のホームページにおいて公表する。

#### 2 参加資格審査

参加資格審査では、応募者から提出される資格審査に関する提出書類を基に、応募者が参加 資格を満たしているか否かを確認する。参加資格審査は市が実施し、参加資格が確認できない 場合は失格とする。参加資格審査における確認内容は下表のとおりとする。

確認事項 確認内容 提出書類 「募集要項 3(3) 【様式6】参加表明書 応募者の構成 ア」の各項目 【様式7】応募者の名称等 【様式 12】資格審査の添付書類チェッ 応募企業、コンソーシアム構 「募集要項 3(3) クシート 成員全員に共通の参加資格 イ」の各項目 応募企業、コンソーシアム構 【様式10】参加資格確認申請書 「募集要項 3(3) 【様式11】実績を証する書類 成員に求められる実績要件 ウ」の各項目 築

表 2 参加資格内容一覧表

## 3 競争的対話

市は、参加資格審査終了後、参加資格があるとされた者に対し、公募内容について市の方針と応募者の理解との間に齟齬を生じさせないようにすること、提案における要求水準未達成を防ぐこと、応募者からの提案(要求水準書の変更提案、附帯事業の提案、任意事業の提案等)の妥当性を確認すること等を目的として競争的対話を行う。

#### 4 提案審査

#### (1) 基礎審査

基礎審査では、提案書類について、応募者からの提案内容が募集要項等に示す条件を満た しているか否かを表 3に基づき確認する。基礎審査は市が実施し、表 3の確認内容を満足 できていない応募者は失格とする。

表 3 提案書類の確認内容

確認項目	確認内容	対象様式
一般事項	①要求した提出書類が全て揃っていること。 ②指定した様式に必要事項が記載されていること。 ③提案書全体を通じ、提案内容に明らかな矛盾や齟齬がないこと。 ④本事業の実施に係る提案内容が、市が要求する水準及び性能に適合していること。	【様式 15】 提案審査書類提 出書
特別目的会社 の構成	⑤代表企業の出資比率が出資者中最大であること。 ⑥構成企業の議決権比率の合計が 100%であること。	【様式 19】 提案書類様式集
事業計画 の妥当性	⑦資金の調達先、調達額、調達条件等が明確である こと。 ⑧算出根拠が明示されていること。	

※ 評価対象の様式には、添付資料も含むものとする。

## (2) 技術審査(技術評価点)

技術審査は、別表1に示す評価項目に対し、提案内容及び競争的対話によって認められた 要求水準の変更内容について実施する。

技術審査は、要求水準を上回る提案内容について、表 4に示す3段階評価による得点化方法により得点を付与する。

評価	評価指標	加算割合
A	非常に優れている	配点×1.00
В	優れている	配点×0.50
С	優れている点が認められない (要求水準を満たす程度)	配点×0.00

表 4 提案内容の審査項目の得点化方法

技術審査及び審査は、須崎市公共下水道施設等運営事業事業者選定委員会(以下「審査委員会」という。)で実施する。審査委員会の委員は、募集要項等に示す。

なお、技術評価点が著しく低い場合には、最優秀提案者として決定しない場合もある。

## (3) 総合審査

総合審査は、技術審査に基づく点数(以下「技術評価点」という。)と、応募者の提案した サービス対価及び運営権対価を基に、次の方法によって求めるものとする。

- ・標準点(100 点)に技術評価点を加えたものを、当該応募者の評価価格(消費税相当額を除いた額。)で除す次式で得られた数値(以下「評価値」という。)により行う。
- ・評価値=(標準点+技術評価点)/評価価格×1,000,000,000(小数点第 5位以下切り捨て)
- ・ 評価価格=提案されたサービス対価 提案された運営権対価(0円以上)

#### (4) 最優秀提案者及び優先交渉権者の選定

最優秀提案者は、次の各号に該当する応募者のうち、評価値の最も高い者とする。

- ①サービス対価の上限金額の範囲内でもって行われた提案であること。
- ②その他、募集要項等において定めた参加資格等をすべて満たしていること。

評価値の最も高い者が2人以上あるときは、その中で最低の価格で提案した者を最優秀提 案者とする。

市は、審査委員会による審査結果を踏まえ、最優秀提案者を優先交渉権者とし、それに次ぐ評価の者を次点交渉権者として決定する。

なお、応募者が1者であった場合、本事業における市のメリットを考慮して、160 以上の評価値である場合に最優秀提案者として決定する。

# 【別表】

# 別表 1 評価項目と評価の視点及び配点

	== /= b	<b>≖</b> ¬ ⊢
評価項目	評価の視点	配点
I. 運営権事業の基本方針に関する内容		
1.1 事業実施方針 	SPCの経営方針について評価する	5
	SPC側における役割分担と、関係者間の連	5
	携・統括力について評価する	
1.3 収支計画等の妥当性	下水道事業の安定化について収支計画の前根条件は収まれるのの以来性について評価する。	10
	提条件と収支内容の妥当性について評価する	
1.4 リスクに対する対応方針の妥当性	経営上の主なリスクに対する認識と対応方針 の妥当性について評価する	10
	小計	30 点
 Ⅱ. 運営権事業経営に関する内容	ום,וי	00 m
	経費回収率達成のための考え方について評価	
2.1 経営目標達成に関する妥当性 	する(要求水準書 2.1)	10
2.2 計画関連業務等に関する実効	要求水準書 2.2 に示す業務の実効性について	10
│ 性·実現性	評価する	00 -
	小計	20 点
Ⅲ. 施設運営に関する内容		
3.1 管渠施設に関する運営の工夫	要求水準書 4.2 に示す目標値達成のための考   え方や工夫について評価する	10
   3.2 終末処理場施設に関する運営の	たかやエ大によいと評価する   終末処理場の運転管理及び維持管理に関す	
3.2 ドイ処理場施設に関する建名の   工夫	ベイ処理物の建築自理及の維持自理に関す   る工夫について評価する	5
<u> </u>	小計	15 点
 Ⅳ. 附帯事業経営に関する内容	.19.01	10 ///
	収益増加及び支出減少に資する提案について	
4.1 附帯事業に関する有効性	評価する	10
	小計	10 点
V. 包括的民間委託業務に関する項目		
5.1 漁業集落排水処理施設	同種業務における実績について評価する	3
5.2 クリーンセンター等	同種業務における実績について評価する	2
	小計	5 点
VI. 競争的対話による提案項目		T
6.1 要求水準の変更提案	低廉な事業計画と持続的運営の観点から要求水準書の修正提案の有無及び内容につい	10
	て評価する	10 -
	小計	10 点
Ⅵ. 地域貢献に関する項目		
71 747***********	下水道事業における、地元企業の関与等と地	4
7.1 下水道事業における地域貢献	域に根差して本事業に対して取り組もうとする 姿勢について評価する	4
7.2 任意事業における地域貢献	任意事業における、地域貢献に資する提案について評価する	4
7.3 クリーンセンター等における地域 貢献	クリーンセンター等における、市への社会貢献 と、地域経済への波及効果について評価する	2
- 310	小計	10 点
	合 計	100点
	н н	100 ///